



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

- ▶ 改正民事執行法の連載第2回。今回は「子の引き渡し」に関する改正点をご紹介します。
- ▶ 改正貨物自動車運送業法が施行されています。トラック運送業界の働き方改革の一環です。

◇民事執行法改正：連載第2回～子の引き渡しに関する強制執行制度の明確化～

1. 国内の子の引き渡しに対する強制執行

(1) 改正の概要

改正前の民事執行法は、子の引渡しに関する強制執行の手続について明文を設けておらず、実務上、動産に関する規程が類推適用されていました。改正法はこの点に関する規程を新設し、間接強制のほか、執行裁判所が、執行官に引渡しを実施させることができる旨を定めました。

(令和元年5月17日公布。同日より1年以内に施行)

(2) 要件

執行官による子の引渡しの実施は、

- ① 間接強制に関する決定が確定した日から2週間が経過すること
- ② 間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあると認められないこと。
- ③ 子の急迫の危険を防止するために直ちに強制執行をする必要があること

のいずれかを満たす場合に認められます。

(3) 執行裁判所の決定

執行裁判所は、債権者の申立てにより、執行官に対し、子の引渡しを実施するよう命じる旨を決定します。

(4) 執行官による引き渡しの実施

執行官は、債務者による子の監護を解くために債務者の説得を行うほか、債務者の住居等に立ち入って一定の行為を行うことができます。

執行の際には、原則として、債権者が執行場所に出頭する必要がある一方、債務者と子が共にいることは不要とされています。

2. 国際的な子の返還に関する強制執行

(1) 改正の概要

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（いわゆるハーグ条約実施法）も、民事執行法の改正に伴い、国境を跨いだ子の返還手続に関し、改正民事執行法と同様の規程を新設しています。

(2) 要件等

返還実施のための要件、執行裁判所が執行官に引き渡しの実施を命じる旨決定すること、及び債権者が返還場所に出頭する必要がある一方、債務者と子が共にいることが不要であることについては、上述の1(2)ないし(4)と同様です。

◇貨物自動車運送事業法の改正

平成30年12月14日に公布された貨物自動車運送事

業法の改正法について、ご紹介致します。

改正の趣旨は、トラック運送業の健全な発達を図ること及びその担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善することにあります。

1. 荷主の配慮義務等（令和元年7月1日より施行）

- ① トラック事業者の法令遵守のため荷主の配慮義務が設けられました。
- ② 荷主の指示に基づいて運送業者が法令に違反した場合、荷主に対して改善勧告を行い、それが公表されることになりました。

- ③ 2023年3月末まで、国土交通大臣は運送業者の違反に荷主が関与している疑いがある場合等において関係機関に働きかけたりすることができるようになりました。

2. 規制の適正化等（令和元年11月1日より施行）

- ① 法令違反者の欠格期間を長期化し（2年→5年）、許可基準が明確化されました。
- ② 事業用自動車の定期的な点検・整備等の安全配慮の義務が明確化されました。
- ③ 車庫の整備、健康保険料等の納付等について事業者が遵守すべきことが明確化されました。

3. 標準的運賃の告示制度（公布後2年以内に施行）

2023年3月末まで、国土交通大臣が標準的な運賃を定め、これを告示することができるようになりました。

4. コメント

貨物自動車運送事業法の改正は、運送業者が遵守すべきことはもちろんですが、ドライバーの労働環境改善のため、荷主としての義務についても改正されてきておりますので、一度確認する必要があります。

(友成、門屋)

法務トピックス

◆賃金債権の消滅時効延長の動き◆

労働基準法における賃金等請求権の消滅時効の期間は2年間とされていますが、来年4月の民法の改正により、短期消滅時効の制度が廃止され、消滅時効は5年に統一されるため、本来労働者保護の観点から民法の短期消滅時効よりも長い時効期間を定めていた労働基準法の消滅時効が民法より短くなるという不都合が生じ、一定の見直しが必要として厚生労働省が賃金債権の3年もしくは5年の消滅時効延長を目指し検討に入ったとのこと。延長となれば企業の労務管理等に大きな影響を及ぼすことになりそうです。